

## 令和4年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和4年11月21日（月）午後2時00分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和4年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第9号 県費負担教職員の懲戒処分について

日程第4 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について

日程第5 意見聴取 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号  
号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提  
供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 教育長の報告

日程第7 そ の 他 事務局長

教育総務課長

給食センター課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

服 部 照

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

伊 藤 清 美

### ○本日の会議に欠席した委員

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

事務局長	佐藤雅人
教育総務課長	井上克彦
給食センター課長	松野光広
学校教育課長	郷通芳
学校教育課総括主幹	石野陽子
学校教育課主幹	松野英泰
幼児教育課長	今木浩靖
幼児教育課主幹	野口智子
生涯学習課長	松島孝明
生涯学習課総括主幹	広瀬久士

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課主幹	野津浩行
---------	------

**○傍聴者**

なし

### 開会及び開議の宣告

- 教育長** 皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましてはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和4年第11回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。  
次第に沿って進めます。
- 

### 日程第1 令和4年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

- 教育長** 日程第1 令和4年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。  
事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前にご確認頂いていると思いますが異議等はありませんでしょうか。  
異議がないようなので、令和4年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。
- 

### 日程第2 会議録署名委員の指名について

- 教育長** 日程第2 本日の会議録署名委員の指名についてです。  
今回は、森下委員よろしくお願い致します。
- 

### 日程第3 報告第9号 県費負担教職員の懲戒処分について

- 教育長** ただいまから、非公開の議案に入ります。  
日程第3 報告第9号 県費負担教職員の懲戒処分について、を議題と致します。  
事務局より説明を求めます。

### ○学校教育課長

<資料にて説明>

<非公開>

- 教育長** その他ご質問等はよろしいでしょうか。それではないようですので次に進めます。

---

## 日程第4 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について

○**教育長** 日程第4 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第4 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和4年11月21日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和4年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

歳入予算としては、小規模保育施設の設置が当初見込んでいた数より少なくなったこと、地方創生推進交付金事業において事業費が抑えられたことに伴うに補助金、負担金の減額が主なものになります。

歳出予算の増額分としましては、光熱水費の高騰に伴い、保育所、幼稚園、小中学校、社会教育施設等の光熱水費、植栽管理費業務委託料、新年度クラス増等への対応として備品の購入費となります。減額分としましては、当初の見込みより安価に契約ができたことによる業務委託料等の契約差金、小規模保育所設置補助金が主なものとなります。

○**教育長** ただ今の説明につきましてご質問等がありませんか。

○**伊藤委員** 小規模保育所設置補助金について教えてください。

○**幼児教育課長** 待機児童対策として、民間事業者による小規模保育施設の設置を3か所見込んでおりました。しかしながら、昨今の社会情勢等の変化により2社が、令和5年4月の開園に間に合わないという理由から撤退の申出がありました。

1社につきましては、現在来年度の開園に向けて準備を進めています。

○**伊藤委員** 来年度入所予定の子供や保護者への影響はありますか。

○**幼児教育課長** 待機児童の解消に向けて3か所の開園を目指していましたが、1か所しか開園しない、希望の多い地域への設置ができていないことを考えると、潜在待機児童が増えると想定されます。

○伊藤委員 物価高騰の影響で光熱水費の増額はおそらく来年度以降も続き施設の管理運営においても影響があると思います。しかし、子供たちの安心安全な学びの場、保育の環境を作るための予算ですので、必要な分は必要な分として支出していかなければならないと思います。この数字を見て市全体の予算に占める割合が大きいということを改めて感じました。

○加木屋委員 清流の国ふるさと魅力体験事業県委託金の内容を教えてください。

○学校教育課長 岐阜県の事業となりますが、県内の施設の教育プログラムの活用や、県の文化施設の見学や体験活動を通じて自然・歴史・文化・産業等について学習するものです。数年前から小中学校を対象にこの事業を行ってきました。遠足として実施する場合は、バス代を受益者負担で賄っていたものに、例えば各務原の航空博物館に行くというセットにしたことによって、県補助金によって、県がバス代を負担することにより、今まで自己負担で遠足に行っていたような取り組みが、負担が少なく行けるような活用の仕方をしておりましたが、廃止されるということで減額になります。

○森下委員 光熱水費の補正予算が何度か行われていますが、今後の物価上昇によっては、再度補正予算対応が必要となる可能性があるということでしょうか。

○事務局長 今後の状況次第では可能性はあると思います。

○教育長 その他ご意見等はございませんでしょうか。

無いようなので、日程第4 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)について、原案のとおり承認とします。

---

#### 日程第5 意見聴取 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第5 意見聴取 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第5 意見聴取 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する

る条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和4年11月21日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和4年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

今回の一部改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律および、令和3年度に実施した番号利用条例等の見直し業務委託の結果に基づく規定概要の見直しによる改正ということで、いわゆる上位法が改正になったので、それに基づく市の条例の方も合わせて改正させていただきますということになります。

改正内容は、子ども子育て支援法に基づく子育てのための施設等利用給付の支給、事務の追加です。

○**教育長** ただ今の説明につきましてご質問等がありませんか。

○**伊藤委員** この改正によって、これまでの個人番号の利用や提供に関して、保護者が対応を変えなければならないことがでてきますか。

○**幼児教育課長** 今回の改正により、保護者の方、利用者の方が新たな手続きは必要ありません。

○**大平委員** 子育てのための施設等というのは、保育所、幼稚園などの施設を利用する場合に個人番号が必要となるということですか。

○**幼児教育課長** 認可保育所、認可外保育所、企業型など保育所の種類はいろいろとございますが、利用給付の支給を今までは償還払いでお金を支払っていたところに手続きを行っていましたが、いろいろな事務に関してすべてのものが対象になることから、文言の追加をおこない幅広くカバーするものになります。

○**教育長** その他ご意見等はございませんでしょうか。

無いようなので、日程第5 意見聴取 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認とします。

---

## 日程第6 教育長の報告

○**教育長** 日程第6 教育長の報告です。

市町村教育委員会連合会研究総会の講演や、学校歯科保健研究大会の発表において児童生徒の育成については、「自分で考えて、与えられてではない」というテーマがありました。講演の中では、与え続ける教育は主体性を奪って当事者意識を失くすという話があって、人は与えられることに慣れていくと、だんだんうまくいかなくなるのは全部人のせいにするというのはとても納得できます。昨今の社会情勢としお客様第一主義というサービスは、少しでもサービスを提供してお客様に来ていただくという自分も含めて客の立場になった時に、最初はすごくいいサービスだなと思っていることが、だんだん毎回になってくるとそれが当たり前になってしまう感覚に陥るとするのは自分の実体験からもあります。与えられるのではなく自分で考えて、自分で決定する機会を、小学校においても中学校においても大切であるということをつくづく感じました。

実際に中学校の学校教育目標を見てみると、穂積中学校は、「共生 自立」（そして「貢献」）、穂積北中学校は、「自立 自ら動く」です。この2つの自立というのは自ら立つという自立で、巢南中が「自らを律し 自ら学び 自ら動く生徒」ということで、やはり義務教育の最後ということ、自分で考えて、自分で判断して、自分で動けるということを育成しようとしていることは事実で、これらの学校が大事にしていくことはそんなにずれているわけではないと思いました。

子供たちが自分で考えて行動し何かを手にする経験はとても大事で、意識して提供していかなければならないと思いました。安心して自分の思いが話せて、自分で実行しようと決めたことを見守ってくれる環境、失敗できる環境は大事だということを改めて感じさせていただきました。

2つ目です、11月1日に穂積中学校でのあいさつ運動に参加しました。非常にさわやかなあいさつを返してくれる子がいるし、自分からあいさつしてくれる生徒が結構いて新鮮でした。私の感覚ですけど、あいさつができる子たちが多いというのは、子供たちの心が安定しているし、よくいう自己肯定感を感じている生徒が多いのではないかと思います。

例えば中学生だったら、思春期でむしゃくしゃしたり、家でおもしろくないことがあって登校したり状況はいろいろあるかもしれませんが、公の場に出たら自分の気持ちをコントロールして、先生や友達にさわやかなあいさつができるよう

な人間になってほしいと思います。

---

## 日程第7 その他

○**教育長** 日程第7 その他です。

事務局長お願いします。

○**事務局長** 特にありません。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 中小学校の大規模改造工事の今年度実施の西側部分につきましては工事が完了しました。また、その他の工事の進捗率としましては、穂積中学校屋外運動場改修工事が42%、穂積小学校難聴教室整備工事が80%です。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 特にありません。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 教育委員の皆様には、お忙しい中、研究会・公表会にご出席いただきありがとうございます。

学校教育課としても年間3回学校に訪問すると決めている中で、1回目は年度初めに学校に行って今後に向けてのご助言をさせていただいて、3回目は今回の研究発表会や公表会で、高まりや更なる高みに向けてのアドバイスができればと思っておりますが、1回目に訪問したときと比べて、子供たちの姿も高まっていると感じました。何より先生方の指導力が高まっていることが伝わってきたことにうれしく見させていただきました。

11月16日に東京都西多摩郡瑞穂町より議会視察がありました。質問の内容としては、学力状況調査の数値が高いのには何か施策があるのか、ボランティア活動のMSJ、MSKはどのようなものか、コミュニティスクールの取組についての3点でした。

学力状況調査の結果については、支援センターでの研修を含めて若手の先生の割合が年々高まってきていることと、ミドルリーダーを育成することで授業力の向上につながっているというお話をさせていただきました。

MSJ、MSKについては、瑞穂市の子供は地域のいろいろな取組みに参加する割合が全国的に見てもはるかに高く、地域で育てていただいている子供たちが、

また自らボランティアでありさつ運動や地域の活動に参加してくれている現状をお伝えさせていただきました。

コミュニティスクールについては、瑞穂市は小中で1つの組織を作りそれぞれ小学校、中学校で活動していますが、地域の様々な人材の方が学校運営に参加していただいているということを報告させていただきました。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 令和5年度の放課後児童クラブ申込資料を本日より配付しています。申込期間は、12月9日(金)より12月19日(月)の期間としており、菓南庁舎2階大会議室、子ども支援課、各放課後児童クラブで受付を行います。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 昨日、元プロ野球選手の和田一浩さんによる文化講演会を開催しました。入場者は522人で好評でした。サンコーパレットパークにかきりんの石像の寄贈がありました。設置場所は南側駐車場入口に設置してあります。

今後の予定となりますが、12月11日(日)に「瑞穂市政20周年プレ事業第22回ネオクラシックコンサート フィガロの結婚」を開催する予定です。また年が明けて令和5年1月8日(日)に「二十歳を祝う会」を開催します。コロナ禍に入り昨年度までは各中学校区別の開催としておりましたが、今回からは合同開催に戻しております。

○**教育長** 各課それぞれ報告をさせていただきました。ご質問等受けさせていただきたいと思います。

○**伊藤委員** コロナ禍になり、少なからず保護者への負担が増えている家庭もあると思われそうですが、給食費、副食費への影響はありますか。また、未納額が増えているようなことはないでしょうか。

○**給食センター課長** 給食費の未納につきましては、特段影響はありません。給食費の賄材料費につきましては、4月補正において給食費の賄相当6%ほどの増額補正を組み込んでおります。

給食費の徴収状況を毎月見直ししながら、賄材料を購入しているということで、給食費への影響はありませんが今後、物価高の状況次第では給食費を値上げしなければいけないかもしれません。

○**事務局長** 県内21市の教育委員会の事務局長会議があり情報交換がありました

た。今年度につきましては、国の交付金がありますので、給食費を値上げせずに賄材料費を補填しています。令和5年度の対応ですが、このご時世からすると値上げは難しいという市町が多い状況でした。

値上げをするというのは難しいですが、現実問題この状況が続くようであれば検討しなければいけないと思いますので、他市町の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

**○幼児教育課長** 3歳以上児につきましては無料となっておりますので未納は発生しません。副食費、主食費に関しては少なからず影響はあるかもしれませんが確認は取れていません。

**○教育長** その他質問等はありませんか。

無いようなので、次回の教育委員会定例会の開催について確認させていただきます。第12回定例会の開催は、12月23日（金）午後2時からです。続きまして、年が変わって令和5年第1回の定例会でございますが、1月23日（月）午後2時からです。よろしくお願いいたします。

---

### 閉会の宣言

**○教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和4年第11回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

**閉会 午後3時36分**

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年11月21日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

森下伊三男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。